

議案第13号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、議決を経る必要がある。

# 資料 1

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の  
 一部を次のように変更する。

附則第5項から第7項までの規定中「補填分<sup>てん</sup>」を「補填分」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定する関係  
 区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、  
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、  
 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額        | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

| 改正案  | 現行        |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
|--|-----------|------|---|-----------|----|------|---|-----------|--|----|------|---|-----------|----|------|---|-----------|
| <p data-bbox="331 295 414 322">附 則</p> <p data-bbox="253 347 595 375">(第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p data-bbox="241 454 1093 526">5 平成 20 年度分及び平成 21 年度分の第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中</p> <p data-bbox="291 547 1093 622">「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="309 630 1064 912"> <thead> <tr> <th data-bbox="313 635 795 678">項目</th> <th data-bbox="799 635 1059 678">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="313 681 795 908">高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td data-bbox="799 681 1059 908">100 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1052 933 1070 954">」</p> <p data-bbox="280 973 421 1000">とあるのは、</p> <p data-bbox="291 1021 1093 1096">「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="309 1104 1064 1386"> <thead> <tr> <th data-bbox="313 1109 795 1152">項目</th> <th data-bbox="799 1109 1059 1152">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="313 1155 795 1382">高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td data-bbox="799 1155 1059 1382">100 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="297 1401 1093 1428">4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求</p> | 項目        | 負担割合 | 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100 パーセント | 項目 | 負担割合 | 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100 パーセント | <p data-bbox="1227 295 1310 322">附 則</p> <p data-bbox="1149 347 1491 375">(第 1 項から第 4 項まで省略)</p> <p data-bbox="1137 454 1989 526">5 平成 20 年度分及び平成 21 年度分の第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第 2 中</p> <p data-bbox="1187 547 1989 622">「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1205 630 1960 912"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 635 1691 678">項目</th> <th data-bbox="1695 635 1955 678">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 681 1691 908">高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td data-bbox="1695 681 1955 908">100 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1948 933 1966 954">」</p> <p data-bbox="1176 973 1317 1000">とあるのは、</p> <p data-bbox="1187 1021 1989 1096">「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)</p> <table border="1" data-bbox="1205 1104 1960 1386"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 1109 1691 1152">項目</th> <th data-bbox="1695 1109 1955 1152">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 1155 1691 1382">高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)</td> <td data-bbox="1695 1155 1955 1382">100 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1193 1401 1989 1428">4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求</p> | 項目 | 負担割合 | 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100 パーセント | 項目 | 負担割合 | 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100 パーセント |
| 項目   | 負担割合      |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)  | 100 パーセント |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 項目   | 負担割合      |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)  | 100 パーセント |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 項目   | 負担割合      |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)  | 100 パーセント |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 項目   | 負担割合      |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |
| 高齢者医療確保法第 99 条第 1 項及び第 2 項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第 4 章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。)  | 100 パーセント |      |   |           |    |      |   |           |  |    |      |   |           |    |      |   |           |

める経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

める経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額        | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額        | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で

定める割合で算定された額とする。

とする。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目                               | 負担割合     |
|----------------------------------|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに | 100パーセント |

定める割合で算定された額とする。

とする。

7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目                               | 負担割合     |
|----------------------------------|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに | 100パーセント |

|   |  |
|---|--|
| 保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） |  |
|---|--|

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額        | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定

|   |  |
|---|--|
| 保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） |  |
|---|--|

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求めめる経費

| 項目            | 負担割合     |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額    | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額  | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額        | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。



する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

↓

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目  | 負担割合     |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金(区、市、町及び村が徴収するものに限る。) | 100パーセント |

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| <u>項目</u>            | <u>負担割合</u>     |
|----------------------|-----------------|
| <u>審査支払手数料相当額</u>    | <u>100パーセント</u> |
| <u>財政安定化基金拠出金相当額</u> | <u>100パーセント</u> |
| <u>保険料未収金補填分相当額</u>  | <u>100パーセント</u> |
| <u>保険料所得割額減額分相当額</u> | <u>100パーセント</u> |
| <u>葬祭費相当額</u>        | <u>100パーセント</u> |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

┆

とする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。